



平成26年5月21日

各位

会社名 藤森工業株式会社

代表者名 代表取締役社長 布山英士
(コード番号 7917 東証第1部)

問合せ先 常務取締役 管理部門管掌
吉野 彰志郎
TEL. 03-6381-4211

定款の一部変更に関するお知らせ

平成26年5月21日開催の当社臨時取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月19日開催予定の当社第84回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ・社外取締役の選任に備え責任限定契約に関する規定を新設するとともに、現行定款第40条について、同新設規定の記載にあわせた所要の変更を行うものであります。
- ・なお、定款第31条（社外取締役との責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	第31条（社外取締役との責任限定契約） 当会社は社外取締役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。 (以下条数線下げ)

第 40 条 （社外監査役との責任限定契約） 当会社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>金 5,000,000 円以上であらかじめ定められた額と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。</u>	第 41 条 （社外監査役との責任限定契約） 当会社は社外監査役との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。
---	---

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 6 月 19 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 6 月 19 日

以上